

## 「新たな協働のあり方」についての基本的な考え方

### 1 「新たな協働」の推進に向けて

#### (1) これまでの協働の取組

区はこれまで、「杉並区自治基本条例」や「杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき、NPOやボランティア団体等の活動支援及び協働の推進に積極的に取り組んできた。

平成16年度には「協働ガイドライン」を策定し、「区とNPO等との協働」の実現に向けた基本方針や手順を明らかにするとともに、平成17年度からの「スマートすぎなみ計画～第3次行財政改革実施プラン～」において、区の経営改革の目標として、協働及び民営化・民間委託の推進を図ってきた。また、平成18年度には「すぎなみ地域大学」を創設し、団塊の世代の地域還流を視野に入れた新たな公共サービス担い手育成プログラムの充実に努めてきた。

その結果、ゆうゆう館（敬老会館）全32館を活用した、高齢者のいきがいや健康づくりを目的とした協働事業をはじめ、多様な行政サービス分野においてNPO等との協働が進むなど、一定の成果を上げることができた。

#### (2) 協働をめぐる社会状況の変化

町会・自治会といった既存の地縁団体に加え、区内では平成23年度末までに321のNPO法人が認証を受け、その他地域の任意団体や公益法人などとあわせ、今日では、地域貢献活動・公共サービスの担い手の多様化が進みつつある。

一方で、団塊世代の地域還流のピークが終了し、また、区民の社会参加の意向や社会貢献意識は高まっているものの、ボランティア活動の経験がある者の割合があまり変化していないなど、地域活動への実践の第一歩が踏み出せない状況が垣間見えている。さらに、活動をリードする後継者の不足などの課題も顕著になってきている。

#### (3) 今後10年を見据えたこれからの協働

区におけるこれまでの協働は、「区とNPO法人」など区との関係性を軸に推進が図られてきたが、それだけではなく、「NPO法人同士」さらには「NPO法人と地縁団体」など、地域で活動する団体（以下、「地域活動団体」という。）相互が連携・協力し自ら主体的に地域の課題を解決していく、参加と協働による地域社会づくりがこれまで以上に求められてくる。

そこで、地域の多様な団体の活動を下支えする中間支援機能の充実・強化を図り、NPO支援基金の役割等を見直すとともに、多様な公共サービスの担い手と

なる地域人材の育成、さらには地域の課題への主体的な取組を促進する協働提案制度の構築など、「新たな協働」の仕組みを検討し具体化を図っていく。また、協働推進に関する職員のスキルアップに努め、協働推進の取組を全庁的に促進・定着させていく。

参加と協働による地域社会の実現に向け、区民や地域活動団体等が主体的に地域の様々な課題を相互に連携・協力して解決していく「新たな協働」を推進するため、これまでの協働の取組を再検討し、多様な地域活動団体が活躍できる環境整備を図るとともに、庁内推進体制を構築していく。

## 2 具体的取組の今後の方向性

これまで取り組んできた協働推進の個々の仕組み等について、「新たな協働」推進の視点に立って、これからの10年を見据えた見直しを以下のとおり行っていく。

### (1) 中間支援機能の充実・強化

NPO法人や市民活動団体の活動拠点としての役割を期待して設置した「すぎなみNPO支援センター」では、主に、NPO法人の設立や活動相談を中心とした運営がこれまで行われてきた。

一方、各地域の「区民センター協議会」では、町会・自治会や多様な地域の活動団体等との協働事業を実施するなど、自治型のコミュニティ形成を目指した取組が始まるとともに、公益法人制度改革等により、公益的な活動をする団体が地域に増える可能性も広がりつつある。

そこで、こうした地域における多様な活動を支援することができるよう、中間支援機能の充実・強化を図っていく。

これまでの立ち上げ支援等に加え、多様な地域活動団体同士の交流やネットワーク化を促進し、協働事業などのマッチングを行っていくことができるよう、「すぎなみNPO支援センター」が担ってきた中間支援機能の充実・強化を図る。

中間支援機能の充実・強化に伴い、「すぎなみNPO支援センター」の運営体制や運営方法を見直し、ボランティア活動への支援の活動拠点となっている「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」や既に地域単位で協働事業を推進している「区民センター協議会」、公益法人などとの連携強化に取り組む。

## ( 2 ) N P O 支援基金の役割・仕組みの見直し

これまでN P O 支援基金は、個々のN P O 法人の活動事業への助成を主な目的として支援を行ってきたが、公益を目的とする多様な団体が地域で活動している現状、また、個人からN P O 法人への寄附を促進するN P O 法人の個別指定制度について別途区内部で検討を進めている経緯等を踏まえ、現行の支援基金の役割や助成の仕組みを見直していく。

また、N P O 支援基金に対する寄附が年々減少しており、広く区民に対し、基金の意義についてさらなる浸透を図っていく。

N P O 法人が多様な地域活動団体と協働で取り組む地域貢献活動についても、助成を受けることができるようにするなど、基金の役割・仕組み等を再構築する。

助成を受けた事業の内容や実施効果を発表する場・機会を設定し、当該事業の意義と支援基金の有用性についてP Rを強化していく。

## ( 3 ) 地域人材の育成機能の充実

これまで区は、「すぎなみ地域大学」を中心に地域人材の育成に取り組み、協働の担い手づくりという面においては一定の成果を上げてきたが、今後は、地域の課題について、自ら考え行動する人材を育成することが不可欠となっている。

このため、これからの地域人材の育成にあたっては、すでに地域活動に参加している人材はもとより、幅広い世代を対象として、地域に潜在化している人材の発掘からリーダーの育成まで、地域の活動や協働を実践する区民のスキルアップの要望に応えていく必要がある。

そこで、「すぎなみ地域大学」を中心に進めてきた地域人材の育成の取組について実績等を改めて検証したうえで、「協働の担い手」育成と「協働社会の基盤」づくりに重点を置いた人材育成の方向性をより明確にしながら、地域人材の育成機能の充実を図っていく。

地域人材の育成においては、多様な地域活動団体等と協働して活動ができる人材・リーダーの育成を特色としたプログラムや新たに区内大学との連携等により、学生や若い世代を対象とした地域活動やコミュニティビジネスを実体験できるプログラムを企画・実施する。

地域人材の育成機能の充実を図るため、これからの地域人材の育成方策やすぎなみ地域大学の役割・運営のあり方等について検討していく。

#### (4) 新たな「協働提案制度」の構築

平成 16～18 年度実施の「協働事業提案制度」は、先駆性や独自性の面で高い評価を得られた提案が少なく、また続けて平成 18～21 年度にかけて実施した「杉並行政サービス民間事業化提案制度」についても、新たな事業実施や単純な委託等の提案が多く、また提案件数も年々減少をたどるなどの課題が残り、平成 22 年度以降、提案制度は実施していない。

こうした取組の経緯を踏まえ、地域の課題を解決する多様な公共サービスの創出・提供の可能性の拡大や、区が行う事業のより適切かつ効果的な執行につながる、新たな「協働提案制度」を構築していく。

新たな「協働提案制度」は、公益性・公共性が高く、事業実施の効果も客観的に把握でき、資金調達等の運営計画を明らかにした事業を対象とし、地域における協働推進に資する仕組みとしていく。

提案にあたっては、お互いの共通理解を深め、具体化の際の意思疎通の円滑化を図るため、区の所管部署と十分な「事前協議」を行うなど、実質的な協働に向けたプロセスの確保に努める。

### 3 「新たな協働の取組」に向けたスケジュール

		平成 24 年 7 月	8 月	9 月・10 月	11 月・12 月	平成 25 年 1 月・2 月・3 月	
【検討組織】							
行財政改革推進本部	・協働のあり方 検討部会	—————→					
行政経営懇談会	7 / 31 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 3 回</span>	-----→					
NPO等活動 推進協議会			10 月末 中間報告	12 月下旬 最終まとめ			
			「新たな協働のあり方」に 関する意見聴取		⇒		
中間支援 機能	部会検討	→	NPO等活動 推進協議会	(1) 支援機能の検討		⇒	新機能の具体 化準備
NPO支援 基金	部会検討	→		(2) 基金のあり方検討		⇒	新たな助成制 度の準備
地域人材 の育成	部会検討	→		(3) 地域人材の育成の検討		⇒	25 年度講座の 開講準備
協働提案 制度	部会検討	→		(4) 提案制度のあり方検討		⇒	新ガイドライン 新協働提案制 度の準備
その他							
庁内推進体制					—————→	検討・整備	
関係条例					-----→	見直し検討	

参加と協働による地域社会の実現

